

令和8年度
沖縄県放課後児童支援員認定資格研修事業
業務委託に係る企画提案仕様書

1 事業名

沖縄県放課後児童支援員認定資格研修事業

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日〔予定〕

3 事業目的

放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下、「基準」という。）において、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならないとあることから、厚生労働省が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき認定資格研修を実施することで、沖縄県内の放課後児童支援員の確保及び放課後児童健全育成事業の円滑な運営を支援することを目的とする。

4 委託業務の内容等

沖縄県放課後児童支援員認定資格研修（以下、「研修」という。）の企画・運営

- (1) 研修の日程、会場等の設定
- (2) 研修の内容の企画及び講師の選定
- (3) 研修開催通知の作成、発送
- (4) 受講申込みの受付、受講資格の確認
- (5) 受講者の決定及び受講決定、開催案内等の通知
- (6) 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成
- (7) 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- (8) 研修当日の運営、受講者本人確認
- (9) 研修レポート等のとりまとめ
- (10) 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- (11) 研修実施後の実績報告書の作成
- (12) 認定等事務（認定者名簿の作成）
- (13) 健全育成指導者養成研修への講師派遣
- (14) 修了証及び一部科目修了証の交付に係る事務
- (15) 過年度の研修修了者の修了証再交付に係る事務

(16) その他、認定資格研修の運営に必要な事項

※ (14)及び(15)について、修了証及び一部科目修了証は、受託者が作成し（携帯用修了証のラミネート作業を含む）、当該受講者の認定後に県が交付する。

5 事業内容

(1) 研修対象者

市町村から推薦を受けた下記の者とする。

ア 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、現に、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員

イ 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、今後、放課後児童支援員として従事を予定している者

(2) 定員、会場

1回の研修の定員は、概ね100名程度とする。

なお、離島・過疎地域等での開催のため必要とする場合は、この限りではない。

(3) 実施場所、実施回数

次の地区割り(案)のとおり

令和8年度放課後児童支援員認定資格研修 地区割り(案)

A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
本島南部	本島中南部	本島中北部	八重山	宮古
那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 八重瀬町	宜野湾市 浦添市 沖縄市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 久米島町	うるま市 名護市 国頭村 大宜味村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北谷町	石垣市	宮古島市

※実施回数は、各地区において1回の開催とする。

※県と受託者の協議のうえ、参加希望人数等を踏まえた変更は可能

(4) 研修項目・科目及び研修時間数等

国要綱に定める別添「放課後児童支援員認定資格研修項目・科目及び研修時間数等」を基本とし、その内容を上回るものとする。なお、科目の一部免除については国要綱3（6）に基づいて取り扱う。

(5) 研修講師

講師は、国要綱に定める講師要件を参考として選定する。

(6) 研修の教材等

教材は、県と受託者の協議のうえ決定する。

(7) 研修レポート等について

受託者は研修項目・科目の内容を踏まえた研修レポート等を作成し、研修修了時に受講者に記載させ、とりまとめる。

6 事業実績報告書の提出

(1) 実績報告書

(2) その他業務に関連し必要と認められるもの

7 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たっては、認定資格研修の企画・運営を適切に実施できるよう、以下の体制を構築すること。

(1) 専門員 1名

本業務に係る最高責任者として県との連絡調整ができ、研修事業の企画及び運営ができる者とする。

(2) 事務補助 1名以上

専門員の業務を補佐する者。

8 概算見積

(1) 積算の費目については、次のとおりとする。

ア 人件費

(ア) 直接人件費

(イ) 報償費

イ 直接経費

旅費交通費、印刷製本費、役務費、消耗品費、会場使用料等

ウ その他必要経費（一般管理費など）

エ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。）

※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※ この事業を実施するに当たっての一切の費用を記載すること。

(2) 提案にあたっては、6,600,000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限として見積もること。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

※ 上記金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる。

9 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県と協議すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のある業務内容は、企画提案のために設定したものであり、企画提案書が選定された場合においても提案のあった内容をそのまま実施することを保証するものではなく、また、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって、変更することがある。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

放課後児童支援員認定資格研修項目・科目及び研修時間数等

厚生労働省「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」に定める次の内容を基本とする。

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 **【4.5時間（90分×3）】**
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 **【6時間（90分×4）】**
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 **【4.5時間（90分×3）】**
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 **【3時間（90分×2）】**
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 **【3時間（90分×2）】**
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 **【3時間（90分×2）】**
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守